

令和6年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
発議第1号 発議第2号 発議第3号	那須塩原市議会委員会条例の一部改正について 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 那須塩原市議会取組実行計画について	議会事務局 議会事務局 議会事務局

発議 第1号

那須塩原市議会委員会条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 3月15日提出

議会運営委員長 中里 康寛

那須塩原市議会委員会条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会委員会条例（平成17年那須塩原市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、固定資産評価審査委員会、西那須野支所及び塩原支所」を「及び固定資産評価審査委員会」に改め、同条第3号中「気候変動対策局」を「環境戦略部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那須塩原市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画常任委員会 9人 企画部、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び<u>固定資産評価審査委員会</u>の所管に属する事項並びに他の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 建設経済常任委員会 8人 市民生活部、<u>環境戦略部</u>、産業観光部、建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画常任委員会 9人 企画部、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、<u>固定資産評価審査委員会、西那須野支所及び塩原支所の所管</u>に属する事項並びに他の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 建設経済常任委員会 8人 市民生活部、<u>気候変動対策局</u>、産業観光部、建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>

発議 第2号

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 3月15日提出

議会運営委員長 中里 康寛

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中ただし書を削る。

同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 議長、副議長及び議員が内国旅行をしたときの旅費は、那須塩原市職員等の旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第54号。次項において「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、那須塩原市内の旅行の場合には、鉄道賃及び車賃は支給しない。
- 3 議長、副議長及び議員が公務のため外国旅行をしたときの旅費は、那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第47号）の適用を受ける市長等の例による。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行				
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 議長、副議長及び議員が内国旅行をしたときの旅費は、<u>那須塩原市職員等の旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第54号。次項において「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、那須塩原市内の旅行の場合には、鉄道賃及び車賃は支給しない。</u></p> <p>3 議長、副議長及び議員が公務のため外国旅行をしたときの旅費は、<u>那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第47号）の適用を受ける市長等の例による。</u></p> <p>削除</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。<u>ただし、市内旅行における旅費のうち、車賃及び鉄道賃については支給しない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 711 1984 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 711 1496 775">種類</th> <th data-bbox="1496 711 1984 775">支給額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 775 1496 943">鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料</td> <td data-bbox="1496 775 1984 943">那須塩原市職員等の旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第54号）第12条から第17条までの規定を準用する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	支給額等	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料	那須塩原市職員等の旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第54号）第12条から第17条までの規定を準用する。
種類	支給額等				
鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料	那須塩原市職員等の旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第54号）第12条から第17条までの規定を準用する。				

発議 第3号

那須塩原市議会取組実行計画について

那須塩原市議会取組実行計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び那須塩原市議会会議規則（平成17年那須塩原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 6年 3月15日提出

那須塩原市議会運営委員長 中里 康寛